

町職員の懲戒処分について

町職員の懲戒処分について（公表）

令和5年1月26日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表します。

- 1 被処分者 一般職員 女性
- 2 処分内容 戒告
- 3 事案の概要 被処分者は、令和4年11月29日に住民からのメールでの問い合わせに対し、参考資料を添付して返信を行う際、添付すべき資料と誤って個人情報を含む電子ファイルを添付し、メールを送付した。メールを受信した住民が、令和5年1月3日に当該メールを開封し確認を行った際、資料の誤りに気づき、当町にメールにて連絡し、個人情報の漏えいが発覚したものである。
- 4 根拠法令 地方公務員法第29条第1項第2号

町長コメント

今回の事態を重く受け止め、今後このような事態が発生しないよう、改めてセキュリティポリシーの遵守徹底を図るとともに、個人情報を含む電子ファイルの適正な保管、管理等、個人情報の取扱いについて全庁体制にて再発防止に取り組んでまいります。